

時事新報

明治廿七年三月三十日 金曜日
舊曆甲午二月廿四日 (辛未)
日 出 午前五時三十分
入 午後五時三十分
月 出 午前十一時四十分
入 午後十一時四十分
年 始 西曆一千八百九十四年
年 末 西曆一千八百九十四年
二 百 七 十 六 日

名家洋畫十二ヶ月

南洋の畫を學ぶ者其からず其道に達し其技に熟し
見るべきの作ありと雖も世人普く此美術の進歩如
知らず斯道の爲め人々の遺憾とする所なり由て時
社此美術の進歩を廣く世人に紹介し且つ其美
一編に供せんが爲め今般

東京府下の十二名家

之に十二箇月を割當て其長する所に從て毎月其
の四つある洋畫の揮毫を請ひ之を美麗なる彩色石版刷
刷し毎月初旬時事新報の附録として平生の愛讀者に
奉る事と爲し來る四月を以て始め來年三月に至り
此十二箇月の洋畫、孰れも名家の手に成りたる
なれば四季折々に室内の裝飾として大に讀者の心
樂しめ且つ我國此美術の進歩を察するの具たる

來る四月五日第一附録

名家の揮毫を石版に印刷し毎月附録として時事新
報に配布する其第一回は來る四月五日を以て
其畫題並に畫家は

櫻狩 淺井忠氏

春風胎動の好時節、此畫に對すれば身は忽ち百
の中に入りて魂飛び躍るの想ひあるべし
新報、臨時の購讀者よりは定價五錢(東京市外
郵便に郵稅付)を受く可し又當日臨時に紙數を
るを以て廣告は來る四月三日迄に申込まるべし

時事新報定價

本報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物
告あり其代價は左の如し
時事新報定價(附外運送には此他後)
一、式錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前
金四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇
前金五圓六拾錢〇月日休刊(此他大衆祝日年
未等一切休刊セズ)

時事新報運送料

日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山、奉
天、亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀と
て郵送する歐洲各國
一箇月 金六拾錢
一箇月 金三拾錢
香港を經て運送する亞細亞諸港、太平洋諸港、濠
洲
一箇月 金六拾五錢
一箇月 金三拾五錢
暹羅、南洋、清國諸港
一箇月 金三拾五錢
時事新報廣告料(附費)
一、一箇月 金三拾五錢
二、二箇月 金六拾五錢
三、三箇月 金九拾五錢
四、四箇月 金一圓二拾五錢
五、五箇月 金一圓五拾五錢
六、六箇月 金一圓八拾五錢
七、七箇月 金二圓一拾五錢
八、八箇月 金二圓四拾五錢
九、九箇月 金二圓七拾五錢
十、十箇月 金三圓一拾五錢
十一、十一箇月 金三圓四拾五錢
十二、十二箇月 金三圓七拾五錢

廣告料定價

時事新報の廣告料は概て定價の通り申受
くる者なれども取次人の内には往々定價以下にて引受
くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取
次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき苦
に付豫め廣告依頼者諸君に公告す
本社(寄稿)付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より

各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
填寫するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨
り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社
に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通
信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信
する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も算か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に寄稿を送らんとすを請ふ
時事新報社に達したる投書原稿は凡て寄稿者に返戻
せず又本社に保存せず

時事新報

銀の前途

二十年前に金一弗の價を保ちたる銀圓が今は僅に四十
七八仙の相場にて賣買せらるゝに至り銀の前途は一見
絶望の觀なきに非ざれども又退て考ふれば今日の此景
落は却て歐米各國をして金單位の不利を悟らしめ彼
の萬國兩貨制の實行に依て大に銀價を回復するの時機
を速ならしむるの効ある可しとて過日の時事新報にも
述べたる所なるが近着の歐米諸新聞紙に就て彼の經濟
社會の狀況を窺ふに益す我輩の立言の誤らざるを證す
るものゝ如し即ち第一に獨逸帝國政府は去二月下旬に
銀圓の調査委員を設け大蔵大臣ボサドリースキイ氏を
以て委員長に任じたり同氏は委員會に出席して議長の
椅子に就くに當り「獨逸帝國政府は目下自國に金單位
を採用しつゝあるにも拘はらず近來銀の非常に下落す
るを見て掛念に堪へず今日は正に銀圓問題に就て最も充
分なる調査を爲さざる可らざるの時なるを認む」云々
の演説を爲したりと云へば同政府が金單位に満足せ
ずして銀價の回復を希望するは嘆々を俟たずして明な
り又佛蘭西にては未だ公然委員の設けられざるも國民
一般に金價騰貴、銀價下落の爲めには非常の損害を蒙
り衆心一擲に兩貨制の實行を望むの有機にして現に同
國にて最も有力なる「佛蘭西農會」の如きは過般大會を
開て銀圓問題と議し銀價回復の急要なる旨を議決し尙ほ
又羅馬同盟(即ち佛蘭西、伊太利、瑞西、白耳義諸國の同
盟)と北米合衆國と連合して兩貨制を實行すれば以て
全世界の金銀相場を一定するを得べしとの事を議決し
たりと云ふ其他歐洲諸國は何れも金銀價の變動に由て
多少の損失を蒙らざる者なく就中、農民勞動者の類は
最も直接に困難を感ずるものなれば各國共に兩貨制に
對しては固より異存ある可き筈なれども唯如何にせ
ん今日までは經濟社會の大王たる英國が頑然金單位を
守りて動かさざるを以て他の國々皆其れに抵抗するの
勇氣なく心ならずも金を金圓の中に掲げて竊に其の鼻
息を窺ひ居たるものと然るに近頃に至り形勢頗る

官報

明治二十七年三月二十九日
○海法省告示第二十號
高松地方裁判所管内女權處事務所四月二日新編編會ニ移轉シ同日ヨリ
事務取扱フ
○海法省告示第二十六號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第二十七號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第二十八號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第二十九號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十一號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十二號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十三號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十四號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十五號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十六號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十七號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十八號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第三十九號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス
○海法省告示第四十號
本月三十一日限テノ海法省事務所ヲ閉止ス

一變して金の本城たる英國内に有力なる兩貨制の主張

者を出し倫敦は端なくも金銀論の大戦場に化し去ら
んとするの勢あるを由々しき事變なれば元來英國にて
有名なる經濟學者は盡く兩貨制論者なりと云はるゝ程
にて學問社會には兩貨制論の勢頗る盛なりと雖も實際
に商賣金融の全權を握る富豪者輩は大概皆通貨の騰貴
に由て直接の利益を享る者共なれば兎角に金單位を喜
ぶの意あるにぞ政治家は素より此種族の歡心を得んふ
を勉めて他を思ふに遠わらず保守黨自由黨の區別な
く苟も銀價維持の説を唱ふる者甚だ稀なりしに近來銀
の下落如何にも激烈にして英國に負債ある銀貨國は元
金の價却は勿論、利子の支拂にさへ差支へて殆んど破
産の境に迫りたるもの多し殊に印度の如きは數年來困
難に困難を重ねて最早如何とす可らざるの慘狀に陥
りたれば流石英國の富豪者も漸く實際の事情を悟りて
斯くては却て結局自家の迷惑と爲るゝとある可しとて
茲に始めて銀の暴落を恐るゝの念を起したる者少な
からず而して又海外貿易に従事する商人は爲替相場下落
の爲めに東洋及び南米の諸銀國に向て物品輸出の路を
失ひ手を束ねて空しく銀の騰貴を待つ者比々皆然らざ
るはなし過日倫敦商法會議所がブラッセル府の萬國貨
幣會議を再びする爲め其準備を急ぐ可しとて政府に建
議したるが如き(三月十六日時事新報)は即ち英國經濟
社會の輿論を代表したるものにして決して輕々に看過
す可らざる事件なり又實業者の中に漸く金單位を厭
ふの情を現はしたる其際に保守黨の政治家は好機會を
ふ可らずとて大に兩貨制論を唱へて政府の印度政策を
攻撃し自由黨の金銀問題に冷淡なるを責めて遂には此
問題に由て現内閣を倒さんとすまでの決心を定めたる
ものゝ如しと云ふ左れば通貨本位の撰擇は是れより英
國政界の大問題と爲り國會議場の討論に金銀の火花を
散らすは期して待つ可きなり若し英國にして果して兩
貨制を承諾するときは合衆國は無論同意を表するに相
違なかる可し何となれば合衆國の金貨論者の過半は絶
對的に飽くまでも金單位を良しとする者に非ずして
唯米國一箇の力にて兩貨制を實行するの得策ならざる
を信するまでに止まれはなり英米兩國にして既に兩本
位を採用する上は假令他の國々の協力を請はざるも
世界の金銀價を支配するは難きに非ず況んや前記の如
く獨逸も佛蘭西も皆共に兩貨制を採用するの機あるに
於てをや我輩が今日銀價暴落の際に當りて銀の前途其
だ多望なりと云ふは決して空妄の想像に非ざるなり

四國自

兵庫運

○兵庫運

○兵庫運